

名古屋港管理組合公報

平成26年10月1日

(水曜日)

第 544 号

目 次

○港湾法に基づく船舶等の保管	1
○名古屋港審議会委員の委嘱	2

告 示

名古屋港管理組合告示第42号

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第56条の4第2項の規定により名古屋港管理組合管理者又はその命じた者若しくはその委任した者が同項に規定する措置を行い、同条第3項の規定により船舶等（別表1に掲げる船舶及び別表2に掲げる係留施設等工作物をいう。以下同じ。）を保管したので、同条第4項の規定に基づき公示したが、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号。以下「規則」という。）第33条第1項第1号に規定する期間内に所有者、占有者その他船舶等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないので、法第56条の4第4項及び規則第33条第1項第2号の規定に基づき、同項第1号の公示の要旨を告示する。

○ なお、所有者等が判明し、当該船舶等を返還したときは、当該措置に要した費用は、法第56条の4第8項の規定により、所有者等の負担とする。

平成26年10月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

- 規則第33条第1項第1号の公示の日
平成26年9月8日
- 船舶の種類、形状等、数量及び放置場所並びに保管場所及び保管を始めた日
別表1のとおり
- 係留施設等工作物の種類、形状等、数量及び設置場所並びに保管場所及び保管を始めた日
別表2のとおり
- 保管した船舶等を返還する場合の手続
規則第37条の規定により名古屋港管理組合港営部港営課プレジャーボート対策担当にて、当該船舶等の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、同条に規定する受領書と引換えに返還を受けること。
- 問い合わせ先
名古屋港管理組合港営部港営課プレジャーボート対策担当
名古屋市港区港町1番11号
電話 (052) 654-7953
- 関係図書の閲覧場所
名古屋港管理組合名古屋港情報センター
名古屋港管理組合港営部港営課プレジャーボート対策担当

別表1（船舶）

保管番号	種類	船舶の形状等	数量	放置場所	保管場所	保管を始めた日
1	船舶	長さ約13.59m 白色	1隻	愛知県名古屋市港区築地町地先	同左	平成26年9月8日
2	船舶	長さ・4.46m 幅・1.97m 深さ・0.90m	1隻	愛知県知多市緑町地先	同左	平成26年9月8日

別表2 (係留施設等工作物)

保管番号	種類	係留施設等工作物の形状等		数量	設置場所	保管場所	保管を始めた日
		材質等	大きさ等				
1	栈橋	鋼製(鉄管・組付け)	幅・1.10m 長さ・合計42.00m Yの字型	1式	愛知県東海市元浜町地先	同左	平成26年9月8日
2	栈橋	鋼製(鉄管・組付け)	幅・0.80m 長さ・30.00m	1式	愛知県東海市元浜町地先	同左	平成26年9月8日
3	栈橋	鋼製(鉄管・組付け)	幅・1.10m 長さ・合計46.00m コの字型 浮栈橋3式	1式	愛知県東海市元浜町地先	同左	平成26年9月8日

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

大 村 秀 章 (9月1日)
 岡 谷 篤 一 (同)
 小 和 田 亮 (同)
 黒 田 達 朗 (同)
 高 橋 治 朗 (同)
 鶴 田 利 恵 (同)
 長 谷 川 桂 子 (同)
 青 山 公 平 (同)
 後 藤 正 三 (同)
 佐々木 功 (同)
 白 石 好 孝 (同)
 瀬 木 吉 治 (同)
 嶺 木 昌 行 (同)
 小 澤 敏 也 (同)
 村 本 准 一 (同)
 森 本 雷 行 (同)
 八 木 嘉 幸 (同)
 鈴 木 淳 雄 (同)
 宮 島 壽 男 (同)
 服 部 彰 文 (同)
 久 野 時 男 (同)
 杉 浦 健 二 (同)
 平 井 雄 二 (同)
 西 村 幸 久 (同)
 黒 田 昌 義 (同)
 澤 田 丸 四 郎 (同)
 中 川 貴 元 (同)
 河 上 洋 右 (同)
 八 畝 隆 (同)
 野 俣 光 孝 (同)
 長 谷 川 秀 巳 (同)

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合